誓約書

学校法人瓜生山学園 学長 告川 左紀子 殿

私は、京都芸術大学の学生として下記海外公的渡航プログラム(以下、同プログラムという)に参加するにあたり、事前事後の指導を受講するとともに、次の事項を遵守あるいは承諾することに合意いたします。なお、誓約事項に違背した場合は、同プログラムへの参加資格の取り消しや京都芸術大学(以下、本学という)の支援を受けられないことになっても異議を申し立てません。

- 1. 同プログラムに伴う渡航期間中は、滞在国または地域の法令(飲酒・喫煙等を含む)、派遣先機関の 規則及び本学の諸規則を遵守するとともに、滞在国の公序良俗にも反することのないよう注意する こと。また、危機管理のため、メールなどの連絡可能な手段を常時確保すること。
- 2. 心身共に海外渡航に十分耐えうる健康状態であること。出願時および渡航前に健康上の留意点がある場合は申込書に記入すると共に、健康上海外研修の参加に支障はないと医師に診断されていること。また、渡航中に傷病その他の理由により健康状態に何らかの異変が生じた場合は速やかに本学に申し出ること。
- 3. 海外旅行保険加入について、公的渡航においては原則、本学が推奨する団体の海外旅行保険(個人賠償補償を含む)に加入すること。個人で上記以外の海外旅行保険に加入する(クレジットカード付帯保険を含む)場合、個人の責任において一切を処理すること。どちらの場合においても、大学およびその関係者に損害賠償その他の責任を追求しないこと。
- 4. 渡航前に本学に届け出た海外渡航期間の終了後は、速やかに日本に帰国すること。また、滞在先や日程・経路等に変更が生じた場合は、速やかに本学に申し出ること。
- 5. 渡航期間中の自然災害・テロ災害・航空機等交通機関に関わる事故ならびに前記以外の人為的・不慮不可抗力による事故、あるいは学生本人の故意または不注意による事故やトラブル(迷惑行為・ホームステイ・本人の持病に起因するものを含む)によって生じた結果について、私または保証人の責任において一切を処理し、大学およびその関係者に損害賠償その他の責任を追求しないこと。
- 6. 派遣先機関が所在する国(地域)の治安状況・疫病・自然災害等のやむをえない事情により、本学は学生本人の安全を第一と考え派遣の中止・延期または帰国勧告を決定することがあること(◆特記事項参照)。これらの事態等が生じた際は、現地政府、日本国外務省・在外公館の勧告・命令および本学の指示に速やかに応じること。また、帰国に際して発生した一切の費用は、学生本人または保証人の責任において対応すること。

- 7. 渡航前または渡航期間中に、この誓約書に記載された事項への違反、あるいは成績不良・学力不足・経済的困難・身体的傷病・精神的疾患、あるいは学生本人の故意または不注意による事故やトラブル(迷惑行為・本人の持病に起因するものを含む)など、同プログラムの継続が不可能ないし不適格であると本学または派遣先機関が判断した場合、両者は学生本人の渡航を取り消す権利を有していること。また、この権利行使により発生したキャンセル料、手配業務(帰国・身柄引取り)およびそれに関わる費用については、学生本人または保証人の責任において一切を処理し、かかる費用を負担すること。
- 8. 交換留学において途中帰国した場合の履修および単位認定については以下①、②を了承すること。
 - ① 途中帰国により、現地での学修が終了しなかった科目の単位認定は一切認めない。
 - ② 途中帰国後に、留学した当該期における本学での履修は原則認めない。ただし、考慮するべき事情があり、かつ学部長の承認を得た場合に限り、履修を認めることがある。
- 8. 渡航前に本学に届け出た学生本人の個人情報ならびに渡航中の事故情報・被害情報について、本学の所属学科・国際交流センター・受入機関・保険会社・本学の指定する危機管理支援会社:日本アイラック株式会社・関係省庁及び在外公館が、事故時の対応、学生及び保証人との連絡のために共有・利用することに同意すること。

【海外公的渡航プログラム概要】

渡 航 期 間 (予 定): 20 年 月 日 ~ 20 年 月 日 プログラム名: 海外渡航先(国・都市名):

所属(学籍番号):

20 年 月 日: 学生住所:

学生自署: 印

保証人は学生本人が上記誓約事項を遵守することを保証いたします。

保証人住所: 20 年 月 日:

保証人自署: 印

(保証人直筆のこと。印影は学生とは別のものを使用してください。)